

## 亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、本市にUターンして親元に同居又は近居する子世帯に対し、転入にかかる費用を支援することにより、子育て等の共助を推進し、もって本市への定住促進を図ることを目的として、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 同居 市内において同一敷地内にある住宅に親世帯及び子世帯が居住することをいう。
- (2) 近居 市内の住宅に親世帯及び子世帯が居住することをいう。ただし、同居を除く。
- (3) 子世帯 義務教育修了前の子ども（母子健康手帳等で確認ができる出産予定の子どもを含む。）とその親を含む世帯員で構成される世帯をいう。
- (4) 親世帯 子世帯の世帯主又はその配偶者の父又は母を世帯員に含む世帯をいう。
- (5) Uターン 市内に居住していた者が、市外に転出後、再度市内に転入することをいう。
- (6) リフォーム 新たに同居をするために、住宅の修繕、増改築、模様替え等を行う工事をいう。
- (7) 借家 子世帯が居住するための住宅（借間を含む。）であって、賃貸借契約をしたものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、子世帯の世帯主で次に掲げる要件を全て満たす者（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 子世帯の世帯主又は配偶者がUターンした者であること。
- (2) 子世帯全員が、本市への転入日以前に3年以上継続して市外に居住しており、親世帯と同居又は近居をするために平成29

年4月1日以降に転入し、5年以上継続して同居又は近居する見込みであること。

- (3) 親世帯が、補助金の交付申請時において、3年以上継続して市内に居住していること。
- (4) 親世帯及び子世帯全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 親世帯（同居の場合に限る。）及び子世帯全員が、市税の滞納をしていないこと。
- (6) 親世帯及び子世帯全員が、この要綱に基づく補助金を過去に受けていないこと。

（補助対象住宅）

第4条 補助申請の対象となる住宅は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象者自らが居住する住宅であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条に規定する措置が命じられていない住宅であること。

（補助対象経費）

第5条 補助対象となる経費は、次に掲げる経費のうち、補助対象者、配偶者又は親が負担した経費に限る。

- (1) 同居又は近居に係る住宅の新築・購入に要する経費（補助対象者若しくはその配偶者又は親の名義の住宅で、その所有権保存登記日又は所有権移転登記日が平成29年4月1日以降のものに限る。）
- (2) 住宅のリフォームに要する経費（契約日が平成29年4月1日以降のもので費用の合計額が消費税及び地方消費税相当額を含む10万円以上のものに限る。）

ア 自ら居住するための部分の増築、改築等

イ 屋根、雨どい、柱、外壁の修繕・塗装等の外装工事

ウ 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事

エ 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事

オ 電気、ガス等の設備工事（家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等を除く。）

カ トイレ、風呂、キッチン等の水周り改修等の建具工事

(3) 引越しに要する経費（引越事業者の運送費用及びこれに附帯する荷造り等の費用の支払日が平成29年4月1日以降のものに限る。）

(4) 借家の賃貸借契約に要する経費（契約日が平成29年4月1日以降であるものに限る。）

（補助金額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額又は20万円のいずれか低い方の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請及び実績報告）

第7条 補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、転入の日から起算して1年以内に亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金交付申請兼実績報告書（別記第1号様式）、誓約書（別記第2号様式）及び別表に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定及び確定通知）

第8条 市長は、前条に定める申請及び実績報告があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金交付決定兼確定通知書（別記第3号様式）又は亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金請求及び交付）

第9条 補助金交付決定通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、30日以内に亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金請求書（別記第5号様式）を市長に提出し請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助の決定又は補助を受けたとき。

- (2) 前条の請求を行わないとき。
  - (3) 第7条に規定する誓約書の誓約事項を遵守しなかったとき。
  - (4) その他市長が必要と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金取消兼補助金返還決定通知書（別記第6号様式）により受給者に通知し、補助金が交付されている場合は当該補助金を返還させるものとする。  
（調査等への協力）
- 第11条 市長は、受給者に対し同居又は近居の効果検証のためのアンケート調査その他の協力を求めることができる。  
（その他）
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条の規定は、同日以降も、なおその効力を有する。
- 3 この要綱は平成30年4月1日から実施する。

別表（第7条関係）

1 共通の必要書類

下記2各補助区分ごとの必要書類中の補助区分(1)から(4)に係る共通の書類	ア 親世帯及び子世帯の世帯員全員の住民票の写し イ 子世帯の世帯主又は配偶者の戸籍の附票等（以前に本市に居住していたことやその時期が確認できるもの） ウ 子世帯が市外に継続して3年以上居住していたことを証明できる子世帯の世帯員全員の戸籍の附票又は住民票除票の写し等 エ 出産予定の子どもがいる場合は、母子健康手帳等診察経過の分かる書類の写し オ 親世帯と子世帯の関係が分かる戸籍全部事項証明書等 カ 子世帯の世帯員全員（所得税法（昭和40年法律第33号）の規定による扶養の対象となっている者を除く。）の市民税の納税証明書等の納税状況が分かる書類 キ 親世帯の世帯員全員（所得税法（昭和40年法律第33号）の規定による扶養の対象となっている者を除く。）の市民税の納税証明書等の納税状況が分かる書類（同居の場合に限る。） ク 補助対象住宅の位置図
---------------------------------------	--

2 各補助区分ごとの必要書類

補助区分	必要書類
(1) 住宅の新築・購入	ア 建物登記簿の全部事項証明書 イ 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の原本及び領収書の原本等の支払状況が分かる書類（当初契約・変更契約全て） ウ その他市長が必要と認める書類
(2) 住宅のリフォーム	ア 建物登記簿の全部事項証明書 イ 対象工事の契約書及び領収書の原本等の支払状況が分かる書類（当初契約・変更契約全て） ウ 平面図、立面図その他の対象工事の内容が確認できる書類 エ 対象工事を行った部分の施工前及び施工後の状態が確認できる写真 オ その他市長が必要と認める書類
(3) 引越し作業	ア 領収書及び料金明細の原本等の支払状況が分かる書類（引越事業者が発行したものに限る。） イ その他市長が必要と認める書類
(4) 借家の賃貸借契約	ア 賃貸借契約書の原本（当初契約・変更契約全て） イ 領収書の原本等の賃貸借契約に要する経費（礼金・権利金・仲介手数料等の費用。ただし、敷金・保証金等将来において返還される費用は含まない。）の支払状況が分かる書類 ウ その他市長が必要と認める書類

（宛先） 亀岡市長

申請者 住所  
氏名

印

亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金交付申請兼実績報告書

亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金の交付を受けたいので、亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請及び実績報告します。

1 子世帯 構成員

(フリガナ) 氏名	申請者 との続柄	生年月日	申請時 の年齢	転入日
	本人 (申請者)	年 月 日	歳	年 月 日
		年 月 日	歳	年 月 日
		年 月 日	歳	年 月 日
		年 月 日	歳	年 月 日
		年 月 日	歳	年 月 日

2 親世帯 構成員

(フリガナ) 氏名	申請者 との続柄	生年月日	市内居住年数
		年 月 日	年
		年 月 日	年

3 補助対象の住宅について

該当する区分に☑をしてください。

住宅の種類	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 長屋建住宅		
同居・近居等の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 近居	<input type="checkbox"/> 住宅取得 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅入居	

補助対象経費を記入してください。

(1)	住宅取得に要する経費			
	登記日	年 月 日	支払日	年 月 日
	登記の名義		経費①	円
(2)	住宅のリフォームに要する経費			
	契約日	年 月 日	支払日	年 月 日
	契約の名義		経費②	円
(3)	引越しに要する経費			
	支払日	年 月 日	経費③	円
	引越事業者名			
(4)	借家の賃貸借契約に要する経費			
	契約日	年 月 日	支払日	年 月 日
	契約の名義		経費④	円
経費の合計額 (①+②+③+④)				円

補助金額を記入してください。

経費の合計額の2分の1に相当する額 (1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額) と20万円のうち、いずれか少ない方の金額								0	0	0	円
---	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先） 亀岡市長

申請者 住所  
【子世帯】氏名

㊞

年 月 日

【親世帯】住所  
氏名

㊞

誓約書

亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金の申請にあたり、下記のことについて誓約します。

記

- 1 亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業の趣旨及び目的を理解し、亀岡市内に5年以上継続して居住します。
- 2 亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金の受給資格・条件の確認のため、私及び私の世帯員は、住民登録状況、納税状況、その他受給資格に関する事項について、亀岡市が関係行政機関に調査を行うことに同意します。
- 3 補助金の交付申請を行うにあたり、私及び私の世帯員は、亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金交付要綱第3条に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者に該当しません。
- 4 亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金交付要綱第10条に該当することが判明した場合は、補助金の交付決定が取り消され、補助金の返還が必要であることも確認しました。

なお、私も世帯員も、上記の内容について同意していることを誓約します。



第3号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

亀岡市長

印

亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請及び実績報告のありました亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金の交付については、亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、補助金の額を確定しましたので通知します。

記

交付決定及び確定額 金 円

第4号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

亀岡市長

印

亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請及び実績報告のありました亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金の交付については、亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記の理由により不交付とします。

記

不交付理由

年 月 日

（宛先） 亀岡市長

請求者 住所  
氏名

㊞

亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定及び確定のあった亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業について、亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 補助金の振込先

銀行 信用金庫 農業協同組合									
本店・支店									
預金種別	普通 当座	口座番号							
口座名義人	フリガナ								

様

亀岡市長

印

亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金取消兼補助金返還決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定及び確定を行いました亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金について、下記のとおり取消しを決定しましたので、亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記の期日までに返還するよう通知します。

記

- 1 取消し及び返還補助金額 金 円
- 2 取消しの理由
- 3 返還期日 年 月 日
- 4 その他